



ちよこっと

空き家の話



大竹市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成27年5月施行)に基づき、適正に管理していない空き家の削減に関する取り組みをおこなっています。

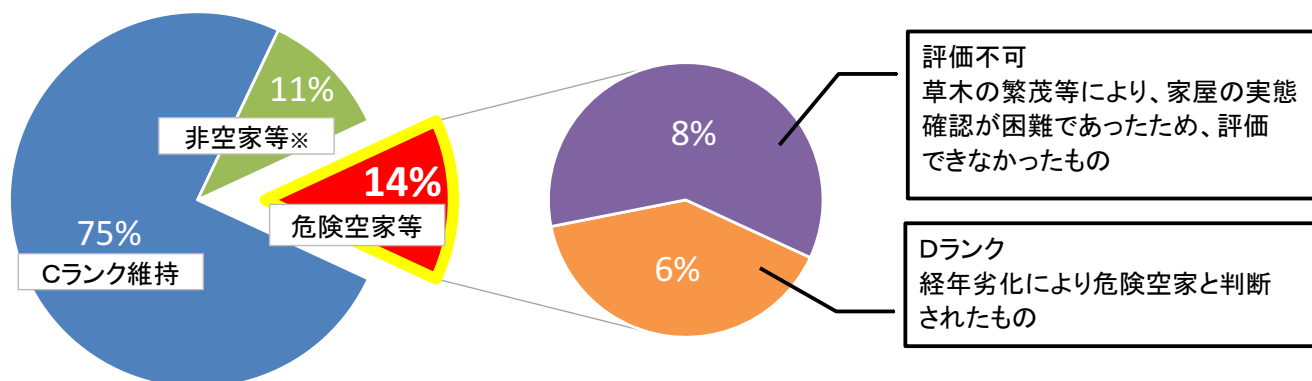
このパンフレットは、令和3年度の大竹市の取り組みや、空き家をお持ちの方、現在お住いの住宅の将来を心配されている方へ、住まいの管理方法、活用方法などの様々な情報を紹介しております。

令和3年度 大竹市の取り組み①

空家等実態調査を実施しました。

大竹市では、平成29年度に実施した実態調査で把握したうち、145件の危険空家候補であるCランクと判定された市街地の空家等の再調査を行いました。現地調査の結果は円グラフのとおりとなりました。

Cランクを維持しているものが75%で、次いで経年劣化により危険空家等に進行したものが14%ありました。一方、解体されたものなどの非空家等が11%となっていました。



【平成29年度調査Cランク 再調査内訳】

※非空家等・・・解体により更地になっていたり、居住実態の確認ができたなどの理由により、空家等と判断されなかったもの。

CHECK POINT !!!

早めの備えをしておくことが大切です！

空き家を放置せず、早期の対応を行うことで、維持管理の手間や管理費用などの負担が軽減されるといったメリットがあります。空き家になる前の対応をスムーズに行えるように、家の今後について話し合っておくことも空き家予防の一つの方法です。

裏面を参考に、空き家や、将来空き家になることが考えられる空き家予備軍の今後の管理や活用方法など、是非、検討してみてください。



空き家のランク基準って？



- Aランク: 目立った損傷は認められない
- Bランク: 部分的な損傷はあるが、危険な損傷は認められない
- Cランク: 部分的に危険な損傷が認められる
- Dランク: 建築物全体に危険な損傷が認められ、放置すれば倒壊の危険性が高まると考えられる
- Eランク: 建築物全体に危険な損傷が激しく、倒壊の危険性が考えられる

令和3年度 大竹市の取り組み②

大竹市空家等対策協議会を開催しました。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、大竹市空家等対策協議会を設置しております。

令和3年8月、第8回大竹市空家等対策協議会を開催しました。「大竹市空家等対策計画」の一部変更など空家等対策に係る報告や協議を行いました。

☞大竹市HPでは協議会の会議資料などを公開しています。

大竹市 空き家対策

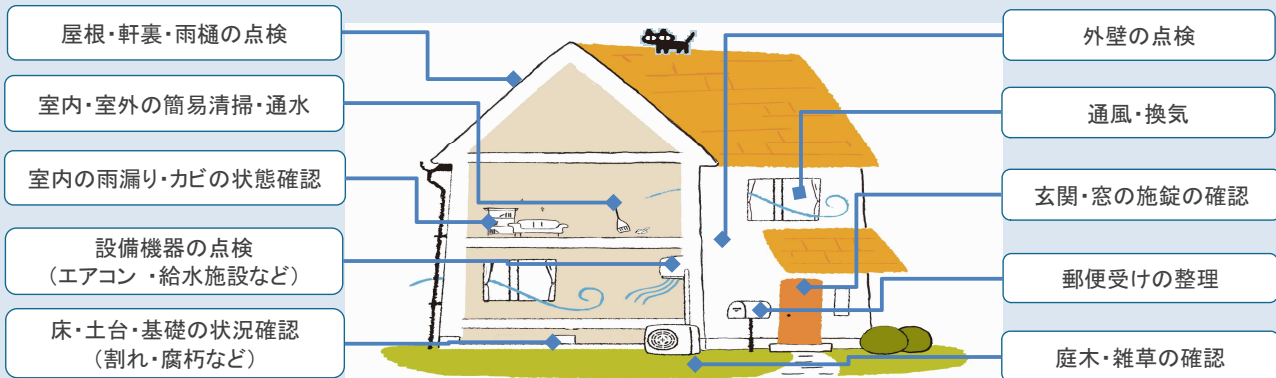


CHECK !!!
CHECK !!!



空き家の管理のポイント

建物の価値を保つため、定期的に傷み具合や状態を点検し、不良箇所を発見した場合は、お近くの大工さんや工務店等の専門業者さんに相談しましょう。



アドバイス



・近所や地域の方に連絡先を伝えておくと、異常があった場合などの連絡や対応がとりやすくなります。

・遠方に住んでいたり、高齢であるなど、ご自身での管理が難しい場合には、民間の管理サービスを利用するのも1つの方法です。

空き家の活用

是非、検討してみてください。

人が住まなくなった家は、早く老朽化し価値が低下していきます。空き家を建物として利用できる間に活用しましょう。

1

所有者自身で活用する場合

- ・間取りの変更や改修工事の必要性等の検討が必要な場合があります。建築士や工務店にご相談してください。
- ・住まい(建物)のリフォームや耐震化に関する補助制度を利用することができます。

2

売却・賃貸する場合

- ・不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。まずは、色んな不動産業者に相談しましょう。
- ・賃貸の場合、どのような用途(居住用または事業用など)で貸すかも検討しましょう。
- ・空き家バンクへ登録することができます。

☑ 良質な住宅としましょう

住宅を売却したり、次世代に引き継いでいくためには、住宅が良好な状態であることが必要です。耐震改修やリフォームなどで安全性や快適性を向上させて、引き続き使用されやすい住宅にしましょう。大竹市の補助制度もご活用ください。(募集期間があります)

大竹市住宅リフォーム事業

空き家等の住宅リフォームに要する費用の一部を補助します。(上限30万円)

大竹市空き家バンク

空き家の賃貸や売却を考えている方が情報をHPに掲載し、大竹市での定住を希望している方に情報を提供する仕組みです。

※申請には条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



CHECK POINT !!!

相続した空き家を売却するとメリットがあります！

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。※税務署で控除の申告をする前に、空き家所在地の市役所にて「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。

☞ 国土交通省HPをご覧ください。

空き家の発生を抑制するための特別措置



おおたけPRキャラクター
「コイちゃん」



大竹市

大竹市 建設部 都市計画課 建築住宅係
〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号
TEL: (0827) 59-2168 FAX: (0827) 57-7149



大竹市HPはこちらから。
スマホからアクセスできます。